

鳥取縣公報

昭和十六年十一月十四日
第一千二百八十四號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5列

訓令

◇鳥取縣訓令甲第二十六號

鳥取縣學校報國團々則左ノ通り定ム

昭和十六年十一月十四日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

中 等 學 校 長

鳥取縣學校報國團々則

第一條 本團ハ鳥取縣學校報國團ト稱ス

第二條 本團ハ縣下中等學校報國團ヲ指導統轄シ鍊成黨化ノ徹底ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條 本團ハ縣下中等學校報國團ヲ以テ組織ス

第四條 本團ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ

一 縣下中等學校報國團ノ連絡統制並ニ其ノ隊組織ニ關スル事項

二 學校修練ニ關スル企畫調査及指導獎勵ニ關スル事項
三 其ノ他必要ト認メタル事項

第五條 本團ノ事務所ハ鳥取縣學務部學務課内ニ置ク

第六條 本團ニ左ノ各部ヲ置ク

總務部
鍛鍊部
國防部
文化部

第七條 本團ニ左ノ役員ヲ置ク

團長 一名

副團長 一名

部長 若干名

理事 若干名

幹事 若干名

評議員 若干名

第八條 團長ハ鳥取縣知事之ニ當リ本團ヲ統率シ役員ヲ任免ス

第九條 副團長ハ鳥取縣學務部長ヲ以テ之ニ充テ團長ヲ輔佐シ團長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代行ス

第十條 各部ニ部長及幹事ヲ置ク

部長中總務部長ハ鳥取縣學務課長ヲ以テ之ニ充テ團長副團長ヲ輔佐シ團長副團長事故アルトキ其ノ職務ヲ代行ス他ノ部長ハ關係々官又ハ適當ナル者ヲ以テ之ニ充テ部務ヲ掌理ス

幹事ハ部長ヲ輔佐シ部務ニ従事ス

第十一條 總務部ニ理事ヲ置ク

理事ハ各部々長及其ノ他適當ナル者ヲ以テ之ニ充テ理事會ヲ組織シ本團ノ重要事項ヲ審議ス

第十二條 評議員ハ各學校報國團長トシ評議員會ヲ組織シ豫算決算其ノ他重要ナル事項ヲ審議ス

第十三條 理事會評議員會ハ必要ニ應ジ團長之ヲ招集ス

第十四條 本團ニ顧問ヲ置クコトヲ得顧問ハ學識經驗アル者ニ付團長之ヲ委嘱シ本團ノ重要事項ニ關シ團長ノ諮問ニ應ズ

第十五條 本團各部ニ指導委員ヲ置クコトヲ得指導委員ハ各種技術ニ造詣深キ者ニ付團長之ヲ委嘱シ各部ノ技術指導ニ當ル

第十六條 本團ノ經費ハ所屬報國團ノ分擔金寄附金補助金及其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第十七條 本團ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第十八條 本團則施行上必要ナル細則ハ別ニ團長之ヲ定ム

第十九條 本團則ハ昭和十六年十一月十四日ヨリ之ヲ施行ス

告示

鳥取縣告示第八百七十五號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル矢吹緞通ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年十一月十四日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

矢吹緞通 最高販賣價格 (單位曲尺一平方尺)

卸賣業者最高販賣價格 小賣業者最高販賣價格

種 類	重 量	卸賣業者最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格
バイオニヤ	一九匁以上	圓 二五八	圓 三二〇
ポールマツト	三六匁以上	圓 二九一	圓 三六〇
ベリユーム	二九匁以上	圓 四〇三	圓 五〇〇

一 卸賣業者最高販賣價格ハ小賣業者店先渡價格ニシテ小賣業者最高販賣價格ハ賣主店先渡價格トス

二 荷造及包裝費ハ賣主負擔トス

右緞通ノ規格ハ左表ニ依ルモノトス

種 類	原 絲		密 度	
	徑絲	表面	徑絲	表面
バイオニヤ	二等綿絲	經木モール	三八〇本	一〇本
ポールマツト	同	同	一四〇	七本
ベリユーム	同	ガラ紡モール	三八〇	一〇本
		紙卷兩草緯條		七本

鳥取縣告示第八百七十六號

00492

公有水面埋立竣功期限伸長ノ件左ノ通許可セリ
昭和十六年十一月十四日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

- 一 埋立ノ場所 氣高郡湖山村字新開ノ三、三五三番ヨリ三、五四五番地先湖山池公有水面二町一反六步
- 一 竣功伸長期限 昭和十七年八月三十一日
- 一 出 願 者 氣高郡湖山村

◇鳥取縣告示第八百七十七號

西伯郡手間村福皇耕地整理組合長同副長共缺員ニ付左ノ通臨時代理者ヲ指定セリ
昭和十六年十一月十四日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

西伯郡手間村大字寺内

吉 次 誠 一 郎

◇鳥取縣告示第八百七十八號

臨時種牡牛検査並同上監督検査及役肉用牛登録審査左ノ通施行ス
種牡牛検査及役肉用牛登録審査ヲ受ケントスル者ハ十一月十七日迄ニ縣廳ニ到着スル様願書ヲ提出スベシ
種牡牛監督検査ヲ受クベキモノハ種付帳簿及種牡牛證明書ヲ携帯スベシ
種牡牛證明書ノ有効期間満了スルモノハ検査ノ當日迄其ノ効力ヲ延長ス
昭和十六年十一月十四日

00493

検査場所

西伯郡大津村	種牡牛検査	十一月十九日	鳥取縣知事	入 田 三 郎	出場區域	米子市一圓	午前十一時
西伯郡勝田町	種牡牛監督検査	十一月二十九日	登 録 審 査	入 田 三 郎	米子市一圓	西伯郡一圓	午前十一時
東伯郡赤碓町	種牡牛検査	十一月二十四日	登 録 審 査	入 田 三 郎	東伯郡一圓	西伯郡一圓	午前十一時
同郡浦安村	種牡牛検査	十一月二十五日	登 録 審 査	入 田 三 郎	東伯郡一圓	西伯郡一圓	午前十一時
同郡矢送村	種牡牛検査	十一月二十六日	登 録 審 査	入 田 三 郎	東伯郡一圓	西伯郡一圓	午前十一時
同郡倉吉町	種牡牛検査	十一月二十七日	登 録 審 査	入 田 三 郎	東伯郡一圓	西伯郡一圓	午前十一時
同郡正條村	種牡牛検査	十一月二十九日	登 録 審 査	入 田 三 郎	氣高郡一圓	西伯郡一圓	午前十一時
同郡大正村	種牡牛検査	十一月三十日	登 録 審 査	入 田 三 郎	氣高郡一圓	西伯郡一圓	午前十一時
同郡船岡村	種牡牛検査	十二月二日	登 録 審 査	入 田 三 郎	入頭郡一圓	西伯郡一圓	午前十一時
同郡吉富町	種牡牛検査	十二月四日	登 録 審 査	入 田 三 郎	岩美郡一圓	西伯郡一圓	午前十一時
同郡吉富町	種牡牛検査	十二月五日	登 録 審 査	入 田 三 郎	岩美郡一圓	西伯郡一圓	午前十一時
同郡御來屋町	種牡牛検査	十二月六日	登 録 審 査	入 田 三 郎	米子市一圓	西伯郡一圓	午前十一時
同郡溝口町	種牡牛検査	十二月七日	登 録 審 査	入 田 三 郎	米子市一圓	西伯郡一圓	午前十一時
同郡根雨町	種牡牛検査	十二月八日	登 録 審 査	入 田 三 郎	米子市一圓	西伯郡一圓	午前十一時
同郡日野上村	種牡牛検査	十二月九日	登 録 審 査	入 田 三 郎	日野郡一圓	西伯郡一圓	午前十一時

◇鳥取縣告示第八百七十九號

米穀現在高調査員左ノ通異動アリタリ
昭和十六年十一月十四日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

- 一 囑託解囑之部 囑託者 解囑者 擔當調査區域 職務執行ノ場所 囑託解囑年月日
- 兒島定明 入木 仁 氣高郡鹿野町 氣高郡鹿野町役場 昭和十六年十月二十日

00494

遠藤高義 遠藤禮司 西伯郡外江村 西伯郡外江村役場 同
 福田義雄 谷口喜治 岩美郡米里村 岩美郡米里村役場 同
 寺垣政市 平井平一 岩美郡蒲生村 岩美郡蒲生村役場 同
 松原道太郎 柏木整一郎 西伯郡境町 西伯郡境町役場 同
 一 擔當調査區域變更之部 同
 調査員、 新擔當調査區域 舊擔當調査區域
 田中英治 入頭郡 國中村 入頭郡下私都村 入頭郡 國中村役場 昭和十六年十月二十日
 守部重延 入頭郡下私都村 入頭郡 國中村 入頭郡下私都村役場 同

變更年月日
 昭和十六年十一月十四日

◇鳥取縣告示第八百八十號

木材統制法施行令附則第十三項ノ規定ニ依リ鳥取縣地方木材統制委員會ニ關スル條件左ノ通定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 昭和十六年十一月十四日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

第一條 委員ノ内二名ハ鳥取縣經濟部長及鳥取縣林務課長ヲ以テ
 之ニ充テ其ノ他ノ委員ハ關係各廳高等官、林業者、木材業者
 及學識經驗アル者ノ中ヨリ知事之ヲ命ジ又ハ委囑ス
 官吏ニシテ委員タル者ノ外委員ノ任期ハ二年トス

第二條 會長事故アルトキハ知事ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

鳥取縣知事 入 田 三 郎

第三條 會議ハ會長之ヲ召集ス
 第四條 會議ハ之ヲ公開セズ
 第五條 會長ハ會議ノ議長トナル
 議事ハ出席委員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ
 議長ノ決スル所ニ依ル

◇鳥取縣告示第八百八十一號

東伯郡鐵山耕地整理組合長同副長左ノ通り選任ノ件認可セリ
 昭和十六年十一月十四日

東伯郡榮村大字龜谷	組合長	鳥取縣知事	入	田	三	郎
東伯郡榮村大字龜谷	組合副長	長谷川	國	藏		
		池本	登	市		

00495

◇鳥取縣告示第八百八十二號

昭和十四年八月農林省告示第五百八十七號小麥及小麥粉最高販賣價格中附記ホ、第三項ノ規定ニ依リ地方小麥粉配給機關ノ小麥粉配給所左ノ通指定ス

昭和十六年十一月十四日	鳥取縣知事	入	田	三	郎
配給所名	所在				
鳥取配給所	鳥取市飯片原町五十一番地				
米子配給所	米子市日野町三番地				
倉吉配給所	鳥取縣東伯郡倉吉町新町三丁目				

◇鳥取縣告示第八百八十三號

價格統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル地方小麥粉配給機關ノ小麥粉最高販賣價格左ノ通指定ス
 昭和十五年三月鳥取縣告示第四百四十八號中食料品一 小麥粉ノ販賣價格並昭和十五年十二月鳥取縣告示第千四十八號小麥粉ノ販賣價格ハ之ヲ廢止ス

昭和十六年十一月十四日	鳥取縣知事	入	田	三	郎
-------------	-------	---	---	---	---

一 小麥粉最高販賣價格
 一 小麥粉等製造配給統制規則第二條ノ指定小麥粉製造業者ニシテ左表ニ掲グル種類ノ小麥粉ヲ二種以上製造スル者ノ製造スル小麥粉ノ最高販賣價格

種類名	單位	地方小麥粉配給機關最高販賣價格
強力小麥粉 特號	二二疋入紙袋入一袋	七、四一
強力小麥粉 一號	同	七、二六
強力小麥粉 二號	同	七、一六
特殊小麥粉	同	六、四一
薄力小麥粉	同	六、四六
普通小麥粉	同	五、六一
格外小麥粉	二〇疋入紙袋入一袋	三、五一

(二) 小麥粉等製造配給統制規則第二條ノ指定小麥粉製造業者ニシテ (一) 以外ノ者ノ製造スル小麥粉ノ最高販賣價格

種類名	規格	單位	地方小麥粉配給機關最高販賣價格
小型製粉小麥粉	一吋目八六目以上ノ篩ヲ通シタルモノ	二二疋入紙袋入一袋	六、三三
(三) (一) 及 (二) 以外ノ小麥粉製造業者ノ製造スル小麥粉ノ最高販賣價格			
種類名	規格	單位	地方小麥粉配給機關最高販賣價格
小型製粉小麥粉	一吋目八六目以上ノ篩ヲ通シタルモノ	二二疋入紙袋入一袋	六、三三
(一) ノ小麥粉ノ規格ハ全國製粉配給株式會社ノ定ムル規格ニ依ル			
三 地方小麥粉配給機關トハ小麥粉製造配給統制規則第三條ノ規定ニ基ク地方小麥粉配給機關ヲ謂フ			

四 地方小麥粉配給機關最高販賣價格ハ (一) 及 (二) 掲グル小麥粉ニ在リテハ指定小麥粉配給所在地市町村(鳥取市ニ於ケル賀露町及岩倉並ニ米子市ニ於ケル皆生ヲ除ク、以下同ジ)ニ於テハ買主ノ工場渡、倉庫渡、店先渡ノ價格、其ノ他ノ地ニ於テハ買主最寄驛ホーム渡價格トシ (三) ニ掲グル小麥粉ニ在リテハ指定小麥粉配給所在地市町村及製粉工場所在地市町村ニ於テハ買主ノ工場渡、倉庫渡、店先渡價格、其ノ他ノ地ニ於テハ買主最寄驛ホーム渡價格トス但シ鐵道(軌道ヲ含ム)ニ依ラザル輸送ニ在リテハ小麥粉製造業者ノ工場渡價格トス

五 前項ノ指定小麥粉配給所トハ昭和十六年十一月十四日鳥取縣告示第八百八十二號ニ掲グル配給所ヲ謂フ

六 布袋入ノモノノ最高販賣價格ハ (一)、(二) 又ハ (三) ノ價格ニ二三疋(格外小麥粉ニ在リテハ二〇疋)入一袋ニ付一五錢ヲ加算シタル額紙袋及布袋以外ノ容器入ノモノノ最高販賣價格ハ紙袋入ノモノノ價格、包裝ヲ爲サズシテ販賣スル場合ノ價格ハ紙袋入ノモノノ價格ヨリ一袋ニ付一三錢ヲ控除シタル額トス

七 紙袋入其ノ他ノ容器入ノモノニシテ繩掛其ノ他荷造ヲ爲ス場合ニ於テ荷造ニ要スル費用ハ賣主負擔トス

八 全國製粉配給株式會社ノ定ムル規格ニ該當セザル小麥粉又ハ前項ノ表示ナキ小麥粉ノ最高販賣價格ハ、麩ノ價格ニ依ルモノトス

九 外國產小麥ヲ原料トシテ製造セル小麥粉ニ付テハ本價格ヲ適用セス

◆鳥取縣告示第八百八十四號

金屬類回收令施行細則第一條ノ規定ニ依リ回收機關左ノ通指定ス

昭和十六年十一月十四日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

金屬類回收令第三條ニ指定スル施設ニ對スル回收機關

名稱 鳥取縣屑物問屋商業組合
住所 鳥取市大工町二五

彙報

桑園整理並麥作増産に

移動労働班を編成活動

(農務課)

現下の國際情勢は日毎に緊迫の度を加へつゝある。而しての此國際情勢に對處するためには何と云つても食糧の確保を期するこ

とが第一であることは論を俟たないのである。之がため、國に於ては目下凡ゆる方途を講じて不急作物に制限を加へ、主要食糧の増産に向つて全國的に運動を展開してゐるのであつて、本縣に於ても右の趣旨に順應して或は休閒地の利用、

荒蕪地や未墾地の開發に指導督勵を行つてゐるのであるが、今回更に桑園整理に依る麥作の増産、及び水田、畑地等に於ける麥作増産を行ふこととし、之に伴ふ努力の調整施設實施計畫を次の如く樹立して之が増産の目的完遂を期することとなつた。

一 部落計畫の樹立指導並に部落團體の活動促進

桑園整理に依る麥作増産反別の割當を受けた部落に對しては、

養蠶業組合並に農會相協力して養蠶實行組合の活動を促進せしめ、共同作業班の編成等共同作業計畫を速かに樹立せしめると共に其の實行を督勵し、共同作業に依つて桑園整理及び麥の整地播種を迅速に行はしめるやう指導に努めること

各部共必ず共同作業班三班(一班十名)以上編成活動せしめること

農會は各部落毎に共同作業實施期間を決定して一齊に共同作業を強制實施すること

二 拔根機の移動利用並に畜力利用

養蠶業組合並に農會の協力の下に部落團體を督勵し、拔根機及び畜力の共同利用斡旋指導をなし、桑株掘取作業能率を向上せしめること

三 移動労働班の編成活動

郡市町村農會は町村及び部落の努力需給状況を考慮し、桑園整理及び麥整地播種作業援助のため他部落に移動労働をなし得る町村又は部落を選定し、豫め班を編成せしめて共同作業を行ふのであるが、尙ほ努力不足を來す部落に對し移動班の斡旋指導

をなすこと

四 國民學校生徒勤勞奉仕班の活動

全國國民學校は來る十七日までの間に適當な期日二日間を選定し終日桑園整理並に麥の播種作業の勤勞奉仕を全校生徒總動員で實施すること

請入に付ては左記事項に留意すること

(一) 奉仕班の請人は部落の共同作業に請入れること

(二) 作業は部落團體長指圖をなし、統制ある方法に依つて作業能率を挙げしめること

(三) 市町村農會は請入期間、班數人員等を豫め部落團體毎に調査し、市町村の請入計畫を樹立して國民學校と具體的打合せをなすこと

五 中等學校生徒勤勞奉仕班の活動

郡市農會は努力不足のため中等學校生徒の勤勞奉仕を必要とする町村に付て豫め調査し、町村別出動期間、人員等請入計畫を樹立して學校當局と打合せをなすこと

六 麥作増産特別勤勞奉仕班の編成活動

縣は次の條件に依り努力不足の程度激甚なる市町村に對し、郡市農會長の申請に依り食糧増産推進隊員及び食糧生産隊員、修練農場卒業生並に修練生を以て編成する特別勤勞奉仕班を派遣

する

(一) 市町村の條件

整理桑園の割當反別多く且つ労働力激減を來し、努力需給計畫を樹立するも尙ほ且つ努力不足のため作業困難なる地方

(二) 請入

郡農會は郡養蠶業組合と協議して郡内町村の努力需給關係、割當反別等を考慮し、特別奉仕班の出動を必要とする町村を選定して該町村農會より必要な事項を郡農會に報告せしめ、郡農會は其の報告に基いて町村別請入人員、期間等の計畫書を添付し縣知事宛派遣申請をなすこと。市農會は郡に準ずる派遣

(三) 派遣

縣は郡市農會長の申請に依つて特別奉仕班を派遣する(但し作業期間等は縣で指示することがある)派遣を受けた市町村農會は養蠶業組合と連絡を保つて奉仕班の作業を容易ならしめるやう部落團體の督勵に當ること

(四) 合宿所の設備

請入市町村農會は必ず適當な合宿所の設備をして置くこと

(五) 補助

特別奉仕班の宿泊食費は農業報國聯盟支部より補助する

資源動員協力運動

十八日より廿四日まで

(振興課)

國際情勢の急激なる變轉に伴ひ、高度國防國家の建設を目指す自給自足經濟の確立は我國に於ける刻下喫緊の要務であつて、此の目的を達成するには先づ國內資源の回收活用を徹底を期すると共に、代用品の使用普及を圖ることが最も大切である。

本縣では今回商工省主催「資源回收と代用品展覽會」を開催せられるを機とし、之と併行し十一月十八日より同二十四日までの一週間に於て資源動力協力運動を展開して右の趣旨徹底を圖り、以て官民一致國家の總力を擧げて國運の進展に寄與することとなつたが、その實施事項の概要は次の通りである。

(一) 縣の實施事項

- 1 資源回收と代用品愛用奨励に關するポスター、ビラを製作配付する。
- 2 鳥取、松江兩放送局に依頼して資源回收と代用品強調のラジオ放送を行ふ。
- 3 劇場、映畫館、百貨店等の内部スピーカーを利用し、資源

回收と代用品愛用の場内放送を行はしめ、併せて展覽會開催の紹介を行ふ。

4 鳥取、倉吉、米子の三ヶ所に於て資源回收と代用品強調の映畫講演會を開催する。

5 鳥取市内株式会社丸由百貨店に於て商工省主催展覽會に準ずる内容を持つ展覽會を開催する。

6 期間中鳥取市(丸由百貨店)其他に於て、戰時物資活用協會の來縣を求め金・銀及び白金の即金買上を實施する。

(二) 市町村の實施事項

1 市町村、部落會、町内會及隣組等は常會、回覽板等により、資源回收と代用品使用を強調し、併せて展覽會の紹介を行ふ。

(三) 學校に於ける實施事項

1 各學校に於ては期間中適宜資源回收と代用品強調に關する訓話を行ふ。

2 右の内女學校生徒及び國民學校上級兒童に對し、資源回收と代用品強調に關する作文を課し、(題は各學校に於て選定又は自由題とする)一校に於て優秀作十點を日本商工會議所業務課(東京市麴町區丸ノ内三丁目十四番地)に、期間後遲滞なく送付する。(商工會議

00501

所に於て選定授賞)

3 學校内に於て家庭又は生徒兒童の回收又は製作による資源及び代用品の展覽會を行ふ等適宜これが強調を圖る。

(四) 商店の實施事項

1 優秀代用品の陳列展示を行ひ、代用品愛用を強調する店内裝飾を行ふ。但しこの場合華美にわたらぬやう留意すること。

2 期間中成るべく日商選定優良代用品の宣傳販賣等を行ふ。

(五) 食堂、飲食店、カフェー等接客業者の實施事項

1 期間中店内に於ける代用食の普及奨励に關し、特に工夫を凝らす。

(六) 商工會議所、商工會の實施事項

- 1 前記各項の實施に當り積極的に指導援助をする。
- 2 其他本運動實施上適切な方法を講ずる。

(七) 其他

各家庭、各職場に於ては本運動の認識に努めると共に、本期間中一般回收に對し積極的に實行し、兵器獻納資源回收の増大に努

める。

資源回收と代用品展覽會 (大)

主催 商工省、内務省、代用品協會、戰時物資活用協會、日本商工會議所

後援 企畫院、情報局、大政翼贊會

期日 自昭和十六年十一月十八日 至同月二十四日一週間

場所 廣島市猿樂町 廣島縣産業獎勵館

資源回收と代用品展覽會 (小)

主催 鳥取縣、鳥取市、鳥取商工會議所

後援 大政翼贊會鳥取縣支部、代用品協會兵庫支部、神戸商工會議所

期日 自昭和十六年十一月十八日 至同月二十四日一週間

場所 鳥取市丸由百貨店

未成年者の喫煙飲酒に就て

指導者の深甚なる注意を望む

(社會教育課)

時局の進展と共に軍需品の製造は益々増大し、それに外貨獲得

00502

を目的とする輸出産業、東亞共榮圏の將來を築く生産力擴充の爲の諸産業、乃至は國民の生活必需品産業等今や我が國の各種産業界は異常なる活躍を見ているが、これら産業界の多忙に伴つて我が青少年がその生産に従事する勞務者として参加しつゝある者は夥しい數に達し、本縣に於ても市部と郡部とを問はず勤勞青少年の激増を見つゝあることは、臨戰態勢下洵に喜びにたえない所である。

しかし一面これら青少年の實際生活を見る時、そこに吾々は深甚なる注意を拂はねばならぬ幾多の重要事項のあることを考へねばならないのであつて、その中でも年齒未だ自律生活の域に達しない青少年が、父兄の膝下を離れて監督不足勝の環境に入り、且つ相當多額の賃金を得て自由に使用し得る立場に置かれてゐる爲に生ずる數多の弊害に對しては、父兄はもとより一般雇傭主或は直接指導の任にある青年學校關係者、青少年團關係者等の特に留意を要する事柄である。

蓋し彼等が就職する各種の職場には、青少年の將來に對する正しき理解のない成年職工が居り、それらの者との交遊は自然料理屋、カフェー等への出入りを誘導する場合が多いのであつて、殊に最も注意すべきはこれらの者に模倣することから生ずる喫煙や飲酒の悪習慣の馴致である。惟ふに喫煙や飲酒がこれら青少年の

身体の上に甚しい害毒を與へ、發育途上に於ける未成年者の体位向上に甚しい阻害を與へることは既に衆知のところであつて、今さら贅言を要せぬのであるが、喫煙飲酒の害は當にかゝる身体的弊害に止まるものでなく、その精神活動の上に著しい弛緩を招來して遊惰放埒の弊風を誘致し、將來有爲の青少年をして不良化せしめる原因となることは頗る大なるものであつて、非常時局下舉國一致時艱克服に邁進すべきはもとより、將來洋々たる大東亞共榮圏の指導者として重責を有する青少年に對し、この弊風を事前に防止すべきことは刻下喫緊の急務といはねばならぬ。

兒童及び青少年の

列車妨害事故を防げ

(學務課)

國家總力戰下に於て鐵道輸送力の確保を期するは軍事上及び治安維持上極めて重要なことである。然るに近來鐵道沿線に於ける公衆の故意又は惡戯に依る列車妨害事故が頻發の傾向にあることは寔に遺憾なことである。

00503

殊に兒童及び青少年の所爲に基くものと認められるもの最も多き現狀なるに鑑み、鐵道沿線に於ける各學校並に幼稚園の指導者は此の際生徒兒童及び幼兒に對して充分注意を喚起せしめ、又は家庭を通じて或は町内常會、際保連常會との連繫に依つて子弟に對する指導の強化を圖る等、諸般の措置を講じて列車妨害事故の防止に萬全を期し、時局下益々重要な鐵道輸送力の確保に協力せられるやう切望に堪えない次第である。

兵器獻納資源回收 運動釀出金報告

- 一金五圓七拾九錢 東伯郡 浦安村
- 一金六圓貳拾五錢 氣高郡 東郷村
- 一金貳圓參拾錢 岩美郡 大茅村
- 一金壹圓四拾參錢 入頭郡 入上村
- 一金拾參圓五拾六錢 入頭郡 賀茂村
- 一金拾七圓六拾錢 東伯郡 赤碓町

◎文部省推薦兒童圖書

- △新選國民童話三年生 奈街三郎 著 昭一六・六・二五 定價 一圓二十錢
- △新選國民童話三年生 奈街三郎 著 昭一六・六・二五 定價 一圓二十錢

◎行旅死亡人

本籍住所氏名不詳年齢四十歳位ノ女子 人相身丈四尺八寸位体格瘠タル方、頭髮亂髮、顔色赤銅色口、耳、鼻、並特徴ナシ約二ヶ月前ヨリ市内ヲ徘徊セルモノニシテ一見白痴ナリ。
着衣木綿襪ノ短カキ袴一枚海老茶花形模樣木綿(裏白木綿)袴胴着一枚所持金品ナシ 右ハ八月二十九日釜石市大字釜石第二地割九四番地字狐崎ニ於テ病死(心臟麻痺)セルヲ發見同市公葬地(假埋葬ス
右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

- △新しい支那の子 片山 稔 著 昭一六・五・二八 B列六號 定價 一圓六十錢
- △橋 成瀬勝武 著 昭一六・四・二〇 已賣紙第五號 定價 八十一錢
- △子供の電氣改訂版 青芝港二 著 昭一六・七・一〇 B列五號 定價 一圓六十錢
- △植物園での研究改訂版 佐々木尙友 著 昭一六・八・一〇 B列六號 定價 一圓五十錢

◎行旅死亡人

- 一 本籍、住所、身分、職業、氏名、不詳、推定年齢三十歳位
 - 一 男女別 男子
 - 一 人相 身長五尺二寸位、体格肥満ス、顔角バリ長キ方、色白、頭髮二寸位伸、目、鼻、口、耳普通
 - 一 着衣 國防色ノ作業衣、下黒ズボン、メリヤスシャツヲ着ス
 - 一 所持品 ハンカチ一、下駄一足、中折帽一ヶ
 - 一 特徴 頭ノ中央部ノ髪薄ク、体格肥満ス
 - 一 死亡月日 昭和十六年十月二日午後十一時驟死
 - 一 死亡場所 岡山市南玉江町鐵道線踏切附近
 - 一 其他参考事項 ナシ
- 右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

◎行旅死亡人

- 一 取扱者 小樽市長
- 一 本籍、住所 不詳
- 一 氏名、年齢、性別 不詳、推定五、六十歳、男
- 一 人相 全身腐爛シ骸骨ナル爲メ不明ナルガ殘存セル糸切齒、年齢、骨格ヨリ視ルニ普通ノ体格者ト認メラル
- 一 着衣 薄鼠色三ツ揃背廣服白ハイキンシャツ夏ズボン下白沓下、短皮靴ズボン及沓下吊ズボン吊着用ス

一 所持金 五圓貳拾錢

右ハ昭和十六年九月七日市内小樽高等商業學校横裏手新通脇ノ山林内ニ縊死(推定約百日經過)居リタルヲ發見火葬ニ附シタリ
右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

◎行旅死亡人

- 一 本籍、現住所、氏名、年齢、職業、不詳、推定年齢三十五、六歳男
 - 二 相貌特徴、身長五尺一寸位、瘦形頭髮五分刈、頭長ク其他普通
 - 三 着衣、白綿シャツ、茶色ジャケット、國防色平ズボン、高丈足袋
 - 四 假埋葬年月日及場所 昭和十六年九月十日砂川町字吉野共同墓地
 - 五 取扱者 砂川町長
 - 備考 右ハ昭和十六年九月十日日本町字北光國民學校前地神宮境内ニ死亡シ居ルヲ發見シタルモ本籍住所縁故者不明引取人ナキヲ以テ前記ノ通り假埋葬ス
- 右心當リノ向ハ直接該町長宛照會相成度

昭和十六年十一月十四日印刷
昭和十六年十一月十四日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣氣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所